病 院 休 止 ・ 再 開 届

令和　　年　　月　　日

吹田市保健所長宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | （〶　　　－　　　　） |  |
|  |  |  |
| 法人名 |  |  |
| 代表者 |  |  |
| 電　話 | 　　　　（　　　　） |  |
| ＦＡＸ | 　　　　（　　　　） |  |
| E-mail |  |  |

法人代表者は、職・氏名を記載のこと

個人の場合は、開設者の住所､氏名を記載のこと

□休止

□再開

下記のとおり、病院を　　　　　　しましたので、医療法第８条の２第２項の規定により届出します。

|  |
| --- |
| 保 健 所 受 付 印 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | ふりがな |  |
| 病　院　名 |  |
| ２　開設の場所 | 郵便番号 | 〶　　　　－　　　　　 |
| 所在地 |  |
| 電　話 | 　　　　（　　　　） |
| ＦＡＸ | 　　　　（　　　　） |
| e-mail | 　　　　　　　　@ |
| ３　区分（該当するものの□を☑にすること） | □休　止　・　□再　開 |
| ４　休止・再開年月日 | 令和　　年　　月　　日※休止の場合、再開予定年月日令和　　年　　月　　日 |
| ５　休止・再開の理由 |  |

○医療法（抜粋）

第８条の２　病院、診療所又は助産所の開設者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所又は助産所を１年を超えて休止してはならない。ただし、前条の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

２　病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止したときは、10日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも、同様とする。

第２９条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

（第１号の記載省略）

２　病院、診療所（第８条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正当の理由がないのに、１年以上業務を再開しないとき。